

M&I 生活設計と資産運用

もしものホーム法務

相続と争い 兄弟間、もめて裁判所へ

兵庫県の実家で同居していた父親を亡くしたAさん。遺産の分割について、東京都に住む長男と静岡県に住む三男の3人で話し合うことになった。だが、実家を売却して相続分をローンの返済に充てたい長男と、帰る場所を残したい三男が対立。協議はもめにもめたため、Aさんは家庭裁判所に「調停」を申し立てることにした。

遺産分割を巡る調停は、家裁の調停委員会のもとで相続人（財産を引き継ぐ側の親族）同士が話し合っ解決策を探る制度です。調停委員会は、家裁の裁判官1人と調停委員2人以上で構成され、相続人全員が納得するよう助言やあっせん

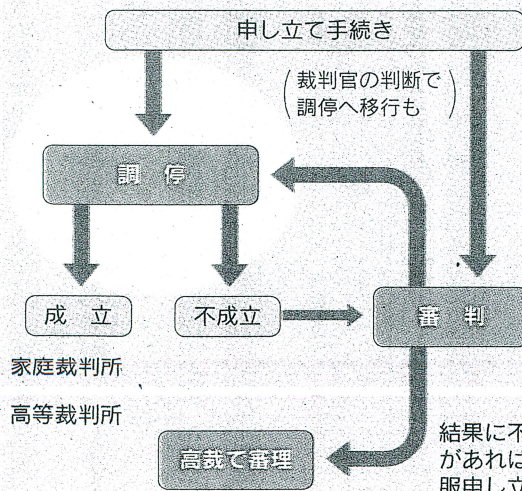
をします。主に立ち会った調停委員です。

裁判官の判断を仰ぐ「審判」の申し立ても可能です。が、裁判官はいつでも調停に回すことができます。最高裁判所家庭局の和波宏典第二課長は「当事者間の話し合いによる合意形成が基本とされ、審判より調停での解決が多いようだ」と話します。調停や審判は「全員参加」が大原則です。相続人全員を相手取って申し立てる必要があり、一人でも欠けると無効になってしまいます。

どこの家裁に申し立てるかも問題です。Aさんの場合は、相手方である長男、3男が住む東京、静岡のどちらかの家裁に申し立てるのが原則です。ところがAさんは、2人に対し兵庫で

「調停」での話し合い原則

遺産分割調停の流れ



申し立てることを提案し合意を得ました。全員が合意すれば別の家裁での申し立ても可能です。離れて住んでいて調停に毎回参加できないような場合は、委員会の判断でテレビ電話などを使った調停も可能です。家裁が決まれば申立人はすぐに窓口相談に行き、申立書のひな型をもらいま

す。ほかにも戸籍謄本や遺産目録が必要です。調停は相続人の範囲が確定されたいで行いますから、親族の数が多い場合、戸籍謄本は特に重要になります。目録に書く遺産の範囲が不明確なら調停開始後に確定させて大丈夫です。Aさんが仮に長男から「隠し財産があるだろう」と指摘

されても、それを裏付ける資料は原則、長男側が出さなければなりません。調停の対象になるのは、不動産や金融財産などプラスの財産です。借金は対象外です。負担割合を決めるため調停の場で話し合うことはできませんが、債権者の行使には影響しません。調停の費用は安めです。Aさんの例では被相続人（亡くなった父親）1人につき収入印紙分として1200円、長男と三男への連絡用の郵便切手代です。遺産分割調停の申し立ては2012年に1万2千件を超え、うち約7500件で調停が成立しました。かかった期間は平均で1年弱で、半年以内に決着したのは全体の約4割。協議がこじれて長期化する例も少なくありませんが、あくまで当事者間で話し合っ解決するというのが基本です。